

特定放射性廃棄物の最終処分に関する地方支分部局連絡会議
(九州・沖縄ブロック)について
(案)

令和5年6月26日
会議構成員申し合わせ

1. 趣旨

令和5年4月28日に閣議決定された「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」の改定に基づき、文献調査の対象地域や関心地方公共団体等の関心や意向を的確に受け止め、関係省庁の連携の下、当該地域の将来の持続的発展に向けて取り組むため、特定放射性廃棄物の最終処分に関する地方支分部局連絡会議（九州・沖縄ブロック）（以下「連絡会議（九州・沖縄ブロック）」という。）を開催する。

2. 構成等

(1) 構成員

連絡会議（九州・沖縄ブロック）の構成員は、別添のとおりとする。ただし、必要があると認められるときは、構成員を変更することとする。また、連絡会議（九州・沖縄ブロック）には、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者が出席することができるものとする。

(2) 対象地域

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

3. 事務処理

連絡会議（九州・沖縄ブロック）に関する事務は、経済産業省九州経済産業局において処理する。

4. 会議の公開等

連絡会議（九州・沖縄ブロック）は非公開で行うこととし、会議資料及び議事要旨は、会議開催後の適切な時期に経済産業省九州経済産業局ウェブサイト上に公開する。ただし、公開することにより会議の円滑な実施に影響が生じるおそれがある場合には、一部を非公開とする。

5. その他

連絡会議（九州・沖縄ブロック）の運営に関する事項その他必要な事項は、経済産業省九州経済産業局が定める。

(別添)

特定放射性廃棄物の最終処分に関する地方支分部局連絡会議
(九州・沖縄ブロック) 構成員一覧

■地方支分部局

省庁名	局／役職
総務省	九州総合通信局長
厚生労働省	九州厚生局長
	福岡労働局長
農林水産省	九州農政局長
経済産業省	九州経済産業局長
国土交通省	九州地方整備局長
	九州運輸局長
環境省	九州地方環境事務所長
内閣府	沖縄総合事務局長
総務省	沖縄総合通信事務所長

■関係機関

	機関名
電力関係	九州電力株式会社
特別の法律により 設立される法人	原子力発電環境整備機構